

平成30年度 東淀川区社会福祉協議会広報紙「東淀川社協だより」の
編集・印刷・新聞折り込みによる配布業務の委託について

1. 業務委託の内容

- (1) 社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会（以下「本会」という）が、平成30年度中に発行を予定している「東淀川社協だより」（以下「広報紙」という）第92～94号の編集（レイアウト等）、印刷、新聞折り込みによる区内世帯への配布業務を委託するものです。
- (2) 広報紙の見本は、次のウェブサイトの「お知らせ」をご覧ください。
<http://www.hohoemi-kushakyo.or.jp/>

2. 広報紙の発行予定と部数

- (1) 第92号 平成30年7月下旬から8月上旬（8月号）
 - (2) 第93号 平成30年11月下旬（12月号）
 - (3) 第94号 平成31年3月下旬（4月号）
- ※ 各号の発行部数は48,000部です。詳細は「仕様書」をご覧ください。
※ 各号の具体的な発行日は、その都度、本会が指示します。

3. 業務委託契約書及び仕様書
別紙のとおり

4. 受託事業者の決定方法

- (1) 広報紙は編集力を評価する必要があります。このため、まず一次評価として見積価格で3社を選定します。次に、二次評価として、①本会が提示する原稿を基に作成する紙面見本、②過去1年間の実績表、③広報紙（誌）等の現物見本で評価します。受託事業者は、一次と二次の合計点の最高得点者とします。なお、平成30年度と同一条件で平成31・32年度も契約を締結します（3年間の業務委託で、契約は1年ごとの単年度）。
- (2) 受託を希望される事業者（資格条件は6参照。）は、まず見積書（様式は自由です。記載内容は7参照。）を本会あてご提出ください。見積価格には、最低制限価格を設定しています。最低制限価格を下回る見積価格を提出された場合は失格とします。一次評価は、見積価格について最低制限価格に近い順から3社を選定します。一時評価選定の事業者にはメールで担当者あて連絡します。
- (3) 二次評価は、①本会が提示する原稿を基に作成・編集した紙面見本（A4又はA3版）、②過去1年間に他団体から受託された広報紙（誌）制作の実績表（記載内容は7参照）、③実績表のうち任意の広報紙（誌）の見本1種類を5部提出していただき、本会が開催する「事業者選定委員会」で評価を行い、事業者を決定します。なお、①の原稿は第92号の原稿として使用します。
- (4) 受託事業者は、①見積価格の評価点と、②紙面見本、実績表、広報紙（誌）見本の評価点とを合計し、最も評価点の高い事業者とします。なお、二次評価の具体的な評価算定方法は、8の項目をご覧ください。

5. 受託事業者決定までのスケジュール

- (1) 平成30年5月29日（火） 見積書の提出期限（提出は、郵送に限ります。当日消印有効。）
- (2) 平成30年5月31日（木） まず3社を選定（選定事業者のみ連絡します。同時に紙面見本用の原稿をメールで送信します。）
- (3) 平成30年6月11日（月） 紙面見本・実績表・広報紙（誌）見本の提出期限
- (4) 平成30年6月15日（金） 15日午前中までに受託事業者を決定し、決定事業者にのみ当日中に連絡します。

6. 受託を希望される事業者の資格

- (1) 大阪市の電子入札登録事業者であって、過去1年（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に、広報紙（誌）の編集・印刷業務について、行政・企業・社会福祉団体・その他の団体等から受注した実績を有していること。
- (2) 電子入札の禁止措置等を受けておらず、また別紙の契約書案に記載している特記仕様書の条件をクリアしていること。
- (3) 本会の見積価格には、最低制限価格を設定しています。最低制限価格を下回る見積価格を提出された場合は失格とします。

7. 見積書及び実績表の記載方法

- (1) 見積する経費には、別添の仕様書に記載する編集・レイアウト・カラーカンパ等の作成、写真植字・版下作成・印刷、PDFデータ化、納品、新聞折り込みその他一切の経費等を含むものとします。
- (2) 見積書の様式は自由としますが、記載内容は、算出した1部あたりの単価に、1回あたりの印刷部数(48,000部)を乗じた価格を3倍して総額を算出してください。なお、消費税は総額に別書きとしてください。見積書に、連絡先の担当者氏名・電話番号・メールアドレスを記載し、代表者（又は契約担当責任者）印を押印のうえ、封筒表面に「広報紙見積書在中」と朱書きして、9の書類等の送付先あてに、5月29日（火）までに郵送してください（当日消印有効）。
- (3) 一次選定を通過した3社には、その旨を5月31日中に電話又はメール等で担当者あて連絡します。また、同日中に、紙面見本制作用の原稿をメールで送付します。
- (4) 実績表は、平成29年4月1日から平成30年3月31日の間に、行政・企業・社会福祉団体その他の団体等から編集・印刷業務を受託された広報紙（誌）について、①発注者、②広報紙（誌）の名称、③発行年月（日）、④年間発行回数、⑤発行部数の総数を記載してください。また、そのうちから広報紙（誌）の見本1種類を5部提出してください。なお、その見本についてアピールしたい点があれば、別紙（書式自由、但しA4とする）に記載して、5部提出してください。

8. 二次評価の方法

(1) 配点

見積書の価格評価を50%、広報紙（誌）の作成紙面見本・実績・他団体の見本の評価を50%の割合として、総合点により評価します。

① 見積書価格の評価				② 紙面見本・実績等の評価				合 計 G=C+F
内 容	点 数 A	割 合 B	評価点 C=A*0.5	内 容	点 数 D	割 合 E	評価点 F=D*0.5	
最安価格	100点	50%	50.0	最優秀紙	各委員の 平均点	50%		
次 点	95点	50%	47.5	次 点	〃	50%		
次々点	90点	50%	45.0	次々点	〃	50%		

(2) 算定方法

- ① 見積書価格の評価点 × 0.5
- ② 広報紙（誌）見本の評価点の平均 × 0.5
- ③ 総合評価点 = ① + ②

※ 提出された広報紙（誌）見本の評価点は、各委員（3～5名の予定）が次の各項目について、秀・優・良で評価し、評価点の合計点を平均点とします。

評価する項目	秀	優	良	評価例
実績（提出された類似業務の実績が十分にあるか、アピールを含めて評価する）	20	18	16	18
独創力（紙面の写真加工やイラスト作成等に独自の工夫がされているか）	20	18	16	20
企画力（全体の記事構成や題材の取りあげ方が適切か）	20	18	16	16
デザイン（読者目線に立った紙面の構成を工夫しているか）	20	18	16	18
レイアウト（読みやすく分かりやすい記事配置になっているか）	20	18	16	20
合計評価点				92

(3) 算定例

- ①（見積価格が次点の場合） $95点 \times 0.5 = 47.5$
- ②（選定委員の平均点が92.6点の場合） $\times 0.5 = 46.3$
 （例）A選定委員 92点、B選定委員 90点、C選定委員 96点
 合計 278点 ⇨ 平均点 92.6点（小数点2位以下切捨て）
- ③ 合計評価点 $47.5 + 46.3 = 93.8$

※上記は算定例であり、選定委員が3名とは限りません。

(4) 同点の場合の措置

合計評価点が同点の場合は、委員の多数決により決定します。

9. 書類等の送付先

〒533-0022 大阪市東淀川区菅原4-4-37

社会福祉法人 大阪市東淀川区社会福祉協議会（地域支援担当：熊木）

電話：06-6370-1630

メールアドレス：hohoemi@wonder.ocn.ne.jp

※ 記載内容に関する個別のご質問には回答できません。